

一、一般職工ノ待遇ニ関スル事

陸軍省長ノ「職工ノ勤報」ニ依リ今回ノ賞與ハ給付ニ
シヨリテアリテ、後ヲ勤報スルモノカ有勤ナシモノヲ誘信、

一、陸軍大臣自ラ馬ヲ送リ砲兵ノ故ニお隣ノ田ノ刈取ヲ手前ノノ
教育ノ上ニ機運ナシ

一、備方 砲兵工廠ニ於テ人員陶治其ノ風流アリ、後ヲ彼等職工ノ或ハ勤報ノ者
皆除國廷初ニ強固ニ國強ヲ為シ、其ノあり、其ノ勤報ノ者、日本兵隊聯合會
在入念ナリ、進歩ヲモテナリ

工廠内ノ鉄鑄造
鑄鉄工場
鑄鉄工場
一五八

一、分休日ニ日休ニ於テ
二十日台以内ノ作業
ノ収入ヲ得ルセシムル事
三、分休日又ハ職位手印
ニ于テ休スル事

一、分休日ニ日休ニ於テ
二十日台以内ノ作業
ノ収入ヲ得ルセシムル事
三、分休日又ハ職位手印
ニ于テ休スル事

此世仍ノ機運ナシ
六、優遇内ヲ補セシムル

因彼等ノ努力ニ依リ
此ノ上ニ進歩ノ俤也

理事長 鈴木嘉助
廣田在
青木

分ノ不
労働者部

一、分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ

分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ

分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ

分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ

分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ

分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ

分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ
分ノ不労働者部ノ